

で、ただ、自衛官も国民の命を守るために働いているところをどういいます。できるだけその被害を極小化するようにやっております。

○小西洋之君 いや、もう委員長、私、十回近く聞いています。今から申し上げることをですね、今まで私が聞いたことを文書で提出していただけますか。

まず、日本が存立危機事態に基づいて集団的自衛権を発動した場合に、その発動した相手国から反撃や報復措置を受けることがあるのか、全くないて考えているのか、それを答えてください。そして、その反撃や報復措置によって日本国民が負傷あるいは戦死する、そういうこと、死んでしまふ、そういうことがあると考えているのか、あるいは全くないと考えているのか、そこを明確にして、また、さつき自衛隊員については被害が生じているというふうに言いましたけれども、自衛官についても併せて文書の中で答弁してください。委員会に文書提出を求めます。

○委員長(長峯誠君) 後刻理事會にて協議いたします。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。では、この関係で法制局長官に伺いますけれども、よろしいですか、法制局長官。

今の話ですけれども、日本が集団的自衛権を発動して相手国からも反撃や報復を受けると、そのことによって日本国民が死んでしまう場合ですね、これは一般論です、一般論。そうした場合は、その死んでしまう日本国民は、日本国憲法が確認しているところのこの平和的生存権、それとの関係でどのような憲法的な問題、法的な問題があるのでしょうか。それを説明してください。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 今議員のお尋ねは、集団的自衛権を行なった場合に相手国が何らかの措置をとってくるというのを前提にしておられましたが、先ほど防衛大臣からの御答弁でも、どのような状況が生じるかは個々の事態により異なるということで一概に申し上げられないという御答弁ございましたので、その一定の前提の下の仮定のことについてのお答えというのは、政府全体としてはお答え控えさせていただきますと思います。

○小西洋之君 じゃ、内閣法制局としては、日本は集団的自衛権を発動しても相手国から反撃や報復を受けることは一切ないというふうにお考えなんですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 法制局は法理論をやるところでございまして、そういう実体的な戦略判断とか、いろんなことについての権能を持つておるわけではございませんので、お答えする能力がないということだと思えます。

○小西洋之君 こんな戦略判断でもなくて、相手に手を出せばやり返されるというのは、過去、外務省も答弁してあります。政府答弁です。政府答弁の上に基づいて、政府の認識に基づいて法制局として法解釈を述べてください。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 法解釈の問題であります。今のは、事実についてどういふふうなことが起こるかという認識については私どももあざかり得ない問題でございまして、私どもとしてその問題がある程度前提とした答弁というのは、所掌上、そこはお答えできないということでございます。

○小西洋之君 じゃ、法解釈の前提の立法事実の確認というものは、法制局の仕事、所掌には含まれないという理解でよろしいですか。法制局は事実の確認はしない、あらゆる解釈、法令の根拠となる立法事実については一切確認はしない、関知しないという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 立法事実について、担当省が現実起こっている事実を確認し、それを私どもに御説明いただくということでは、私どもが直接立法事実を調べに行くということでは、あくまでも担当省が行くという事実があります。あくまでも前提に法案を説明されまして、それを私どもも完全に信用してやること。今回は、防衛大臣の方から、その先は分からないということでもございましたから、私ども、立法事実についての捕捉というのは、あくまでも担当大臣の上に、さらに憲法上の解釈等を行うということでもございますので、そういう分担であると思えます。

○小西洋之君 では、先ほど、防衛大臣が認めた、自衛官は集団的自衛権の発動の戦闘の中で被害が生ずると、明確な事実の認定をしました。じゃ、それについて、その自衛官に生ずる被害というものは、自衛官の平和的生存権とどのような関係がありますか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 同じように、自衛官についていろいろリスクがあるというお話がございましたけれども、平和的生存権という、憲法前文である、非常に抽象的な概念でございまして、個々の自衛官と平和的生存権というのは通常そういう形で議論される概念ではないというふうな考えでおります。

○小西洋之君 日本国民の平和的生存権を根拠に七・一閣議決定で集団的自衛権を導いているんじゃないですか。何めちゃくちゃなこと言っているんで、時間なので、政府統一見解を求めます。私が先ほどから質問している集団的自衛権発動による、質問しないよ。反撃や報復による日本国民のその犠牲、死や負傷ですね、また自衛官のその被害、死や負傷ですけども、それと憲法前文で確認している平和的生存権の関係について、内閣法制局と防衛省から政府の統一見解、先ほどとは別の文書です、政府の統一見解の提出をこの委員会に求めます。

○委員長(長峯誠君) 後刻理事會にて協議いたします。

○小西洋之君 法制局長官もこんな答弁をするんだったら、あなた、それはおかしいですよ。良心を何とか取り戻すことを申し上げて、質問を終わります。防衛大臣もちゃんと答弁をお願いいたします。(発言する者あり)

○委員長(長峯誠君) 静粛に願います。静粛に願います。(発言する者あり) 静粛に願います。静粛に願います。(発言する者あり) 静粛に願います。

じゃ、議事を進行いたします。引き続き、三浦信祐君。三浦信祐君。公明党の三浦信祐です。F2戦闘機後継機の開発に関連して伺いたいと思います。

F2後継機について、我が国主導で開発する旨、私も与党PTの一員として携わりました。防衛大綱、中期防にも記載をされております。先般もシングル・プライム体制を取るとしたことに基づき、機体担当企業として三菱重工業との契約を締結したと承知をしております。日本の技術保持、防衛力を支える能力は不断の積み重ねとともに、体制を維持できる又は体制自体を整備することが必要であります。特に長期の運用や将来の能力向上に必要となるインテグレーションという広い意味での技術力は、国内企業が実践し続けることによってのみ獲得され、保持されることが考えます。

日本企業のインテグレーション能力の現状をどう評価するか、また、その保持の方策についてどう考えるか、これが全ての出発点となります。感染症拡大抑制への取組が最優先ではありませんが、国内の産業維持とイノベーションを考慮しつつ、官民一体となつて高度なインテグレーション能力を実現、維持するべく取り組むべきであります。防衛省、いかがでしょうか。

○政府参考人(武田博史君) お答えいたします。二〇三五年頃に退役が見込まれますF2の後継機として我が国主導で開発する次期戦闘機は、我

——安保改定作業は、それ自体大変な仕事であることは、もちろん覚悟しておられたでしょうが、対米交渉で何が最も大変な問題になるか、予想されていなかったか。

岸 何といっても一番は、アメリカが本当に日本を守るといふ義務を負うてくれるのかどうかという問題ですよ。つまりアメリカが若い者たちの血を流してでも、日本の国民を守るかどうかということだよ。

——旧安保条約には、それはなかった……。

岸 旧安保条約では、アメリカは日本にいろいろな権利をもっていたけれども、日本を守るという義務は明記されていないんだ。新条約では、アメリカの日本防衛の義務を謳ったが、逆にアメリカの領土が侵略された場合、日本が駆けつけていって助けることはできないんだからね。それをだ、アメリカをして吞ませるといふこと、これは大変なことだ。

——これは、初めからまったく見通しがつかなかったのですか。

岸 うん。最初は見通しは立っていなかった。この点では、ダレスともいろいろ話をしたし、マッカーサー大使も非常に骨を折ってくれた。

安保改定——いま思うこと

——安保改定について長々とお話をうかがってまいりましたが、最後に数点お尋ねしたいと思います。そもそも旧安保条約をどのように変更していこうかとお考えになった時、憲法をはじめとするいろいろな制約があったかと思うのです。もし憲法とりわけ第九条の制約がなかったとするならば、総理はあの安保条約をどのように改定なさったのか。やはり完全な相互防衛型条約にするおつもりでしたか。

岸 うん。その通りです。もし憲法の制約がなければ、完全に双務的な条約になっただろうと思うんです。日本が侵略された場合にはアメリカが、そしてアメリカが侵略された場合には日本がこれを助けるという、いわば日米一体の完全な双務条約になったでしょう。しかし、いまの憲法はそれを許さないからね。日本の憲法が特別のナニであったために、アメリカの上院では例のバンデンバーグ決議というのがあって、日本との完全な双務条約は認められないんだ（一九四八年六月米国上院で採択されたいわゆるバンデンバーグ決議の第三項は、米国が「自助及び相互援助を基礎」にしてのみ地域的その他の集团的取り決めに参加すべきことを謳っている。米国の立場は、この条項における「自助及び相互援助」の力を日本は持っていないのだから、その日本と双務条約を結ぶことはできない、というものであった）。だから、この新しい日米安保条約ではっきりアメリカが日本防衛の責任を負うと明記するについては、

相当ダレスが苦心したと思うんです。日本の憲法によれば、日本は、アメリカの日本防衛に相應する義務をアメリカに負えないわけだからね。日本としては、ただ基地を提供するとか、憲法の範囲内で防衛力を漸増するという非常に気の抜けた対応になっているわけだ。

——三年五カ月間続いた岸内閣ですが、総理在職中の全仕事をもし十とするならば、安保改定にかかわるお仕事にどのくらいの精力を割いたというふうにお考えですか。

岸 そうね、七ないし八くらいに相当するだろうな。

——それでは、その安保改定のお仕事のすべてを十とするならば、さて、党内調整、国会対策、院外大衆運動、日米交渉等々片付けなければならぬことが山ほどあったわけですが、それぞれにどのくらいのエネルギーを傾けたというふうに、岸先生ご自身お考えですか。

岸 やっぱり一番苦心したのは、党内調整だよ。

——つまり派閥間抗争にご苦労されたということですね。

岸 うん。松村や三木一派というのがいろいろ反対したからね。とにかく一番苦労したのは、足元を固めるための党内調整であり、その次が日米交渉なんだ。対米交渉についていえば、旧条約におけるアメリカの特権を安保改定で削っていくわけだから、彼らと

出典：原 彬久 著
「岸信介証言録」
中央公論新社（中公文庫）
（2014年11月25日初版発行）

より小西洋之事務所作成

令和3年3月23日 参議院外交防衛委員会

立憲民主・社民 小西洋之

◎第 186 回参議院決算委員会（平成 26 年 5 月 12 日）

○小西洋之君 …日米安全保障条約第三条の解釈について伺います。

この上の部分は、外務省のホームページのこの三条の説明をそのままぺたっと貼付けをさせていただきました。この日米安全保障条約第三条の趣旨、特に下の条文で重ねて引かせていただいておりますけれども、「憲法上の規定に従うことを条件として、」との文言について、日本国憲法の下の集団的自衛権の行使の関係も踏まえつつ、その趣旨と制定の経緯について答弁をお願いいたします。

○政府参考人（富田浩司君） お答えいたします。

先生の配られた資料を読み上げるような形で御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、この規定、すなわち日米安保条約第三条の規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をするとの原則を定めたものでございます。

これは、沿革的には、米国の上院で一九四八年に決議されたバンデンバーグ決議を背景とするものであり、NATOその他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということであると。ただし、我が国の場合には、相互援助といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としていると。

以上でございます。

その事態そのものを收拾するというの
は、何と云っても国連を中心として
いくべきである。それから、こちらが
お手あげしたら——こちらから進んで
武力を行使しているのじゃない、向こ
うから来たわけでありまして、一体
その場合に、直ちに向こうがその攻撃
をやめるかどうかというより、なこ
も、これは事実上、いかなる場合にお
いても降伏という言葉をすぐ言えんや
めるのだ、こういう前提も私は考えら
れないのであります。一応とにかく独
立国であつて、自主的な立場から、われ
われの国の領土、領空その他に対して
不当な侵略がある限りにおいては、こ
れは私は、独立国としてそれを排除す
る行動をとるといふことは、これは必
要なことでありまして。しかしながら、
その事態そのものをできるだけ早く解
決して、そうしていつまでも長い間の
戦闘行為を続けていくというより、こ
とのないよう努力すべきことは、こ
れは私は当然のことである、こう思
います。しかし、何でも攻撃があつたら
すぐお手あげをして、降伏しなすれ
ばそれでいいんだという考え方は、私
は、独立国であり、自衛国である以上
は考へるべきものではない、こう思
います。

がないと、自滅を待つまでもなく、敵
基地を攻撃したり、いろいろな措置を
されるような手段を弄しておられる
と、ついに日本は講和の機会を失うお
それがある。国連による安全保障理事
会の解決を待つまでもなく、その前
に、総理自身の手で講和の方式をどう
おとりになるか、停戦の方式をどうお
とりになるかを私伺したいのです。こ
れはアメリカとの話し合いでやらなけ
ればならないのか、日本自身が単独
に講和あるいは停戦をやることのでき
るのか、ここもあわせてお答えを願
います。

○岸国務大臣 停戦とか、講和とかと
いうことは、言ひまでもなく、相手
方のあることでありまして、相手方
が、——相手方というのは、アメリカ
ということじゃありません。実際の武
力攻撃を日本に加えておる国のこと
であります。従つて、われわれとして
は、とにかくできるだけ物事を平和的
に解決するといふことは、これはもう
先ほど大貫委員にお答えした通り、憲
法の精神であり、われわれの本質的な
念願でございます。ただ現実には不当な
る武力攻撃が加えられたその武力攻撃
を、われわれはなすといふために
必要最小限の行動をとるわけであり
ますから、その行動がなすなれば、われ
われは何も自衛隊を出動しておる必
要もなければ、それはわれわれの方か
ら別に手出ししていく必要はちつとも
ない。しかし、武力攻撃が継続してい
る限りにおいて、どうも日本の方からお
手あげするようなことを前提として考
へるといふことは、私は適当でなから
う。しかし、あくまでも、武力攻撃が
あつた場合において、こつちが武力行

動でこれに抵抗していく場合におい
ては、すぐ安全保障理事会に報告しま
すから、そういう事態を安全保障理事
会に報告してこれに対する平和的解決
の道を見出すといふことは、私は当然
と思ひます。また、やらせるよう
にいたします。

○大貫委員 今度は条約の内容につ
いてお尋ねをしていくつもりですが、ま
ず第三条です。これは前にもちよつと
触れたのですが、この第三条というの
は大へんなことを約束しておると思
うのです。

○大貫委員 ところが、自衛のため
に、御承知のように、今日兵器
の発達というのは想像に絶するものが
ありまして、兵器は今日まさに無限大
に発達しておると思ふのです。大陸間
弾道弾はすでに完成してありますし、月
ロケットも成功しておる。いながらに
して、数千キロのみなたに、ボタン一
つ押せば、自由自在に水爆を撃ち込め
るような時代であります。このよう
な高度の科学戦、ミサイル戦争を予想し
た場合、かりにそのような武力攻撃が
あつた場合に、これに抵抗する能力と
いうのは、一体どの程度のことをお考
へですか。これは大へんなことだと思
うのです。

○藤山国務大臣

武力攻撃が起こりま
したときに、先ほど総理からも答弁さ
れておりますように、実力をもつてそ
の日本に与えられた武力攻撃を排除す
るといふことが、自衛力でございます
です。従つて、その限度内において行
なれるわけでありまして、それをわれ
われは最小限に想定しておるのでござ
います。

○大貫委員 だから、それは一体具
体的にはどこまで考へるのですか。今
日のように非常に高度に武力、兵器が
発達したときに、これに抵抗する能力
というの、考え方によつては、大へ
んな大きなものを備えなければならぬ
と思ふのです。ところが、そんなこと
は、日本の近代科学の水準、兵器科学
の水準では、とうてい私は不可能なこ
とだと思ふのです。もちろん、財政的
にもそんなことは不可能でしょう。も
う少し具体的に、自衛能力といふもの
は、これは満足のいく限界はないと思
いますけれども、大体どの程度のこと

○小澤委員 午後一時四十分開議
午後零時四十五分休憩
この際、四十分間休憩
をいたします。

○小澤委員 午後一時四十分開議
午後零時四十五分休憩
この際、四十分間休憩
をいたします。

○小澤委員 午後一時四十分開議
午後零時四十五分休憩
この際、四十分間休憩
をいたします。

権行使が禁止されているため、日本は米国のために集団的自衛権行使を行わなくてよい」ということが明記されています。単に、日本が憲法9条の解釈において集団的自衛権ができないということではなく、主権国家同士の条約で日本が米国のために集団的自衛権を行使することが法的に免責されているのです。

■日米安全保障条約第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自衛及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

この条文の趣旨は、どなたでも見ることができるとする外務省HP「日米安全保障条約（主要規定の解説）」において、7.1 閣議決定の以前は以下のように説明されています。

○第3条

この規定は、我が国から見れば、米国の対日防衛義務に対応して、我が国も憲法の範囲内で自らの防衛能力の整備に努めるとともに、米国の防衛能力向上について応分の協力をすると原則を定めたものである。

これは、沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーク決議を背景とするものであり、NATO（北大西洋条約機構）その他の防衛条約にも類似の規定がある。同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行ない、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならぬということである。

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。

文末の私が下線を引いたところをご覧下さい。ズバリ、「集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。」と書いてありますね。私も、昨年5月に、解釈改憲を阻止するための追及の過程で、この解説文を発見したときは、思わず目が点になりました。

つまり、外務省の解説にもあるように、この第3条に関する条項は、米国の上院決議に基づいて米国政府が同盟条約を結ぶ際に、そのすべての相手国とそれぞれまったく同一の内容のものを必ず締結しているものなのですが、日米安全保障条約だけがその各国との条約とまったく違った文で、まったく違った内容になっているのです。本来ならば、米国政府は日本政府に対し、米国が日本を防衛する義務を負う（日米安保第5条）以上は、日本も米国に対して防衛面での協力を求めなければならないのですが、日本は憲法上集団的自衛権行使ができきないので、以下のNATO条約（北大西洋条約）との違いで一目瞭然のように、逆に、条約の文言を特別に選んで、日本が米国のために集団的自衛権行使をすることが免責される規定となっているのです。

見比べて頂けるように、先ほどの「憲法上の規定に従うことを条件」という文言だけではなく、他の条約では「単独に及び共同して」とされているのを「個別的に及び相互に協力して」とし、同様に「個別的に及び集団的能力を」とされているのを「それぞれの能力を」としたことが、条約締結時の国会で明確に答弁されています。つまり、分かりやすく言えば、第3条全体の前からして、「日本は集団的自衛権行使が違憲であるので、日本は米国の

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくともよい」と締結している！

NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力及び集団的能力を維持し発展させる。

日米安保条約第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力及び集団的能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以降）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。